

**国営讃岐まんのう公園特定運営事業 実施方針
に関する官民対話**

実施要項

令和 7 年 11 月

国土交通省四国地方整備局

目次

第1 官民対話の目的.....	1
第2 官民対話のプロセス.....	1
1 官民対話申込書および守秘義務誓約書の提出.....	1
2 守秘義務対象資料の開示.....	1
3 意見書の提出.....	1
4 官民対話の実施.....	1
5 結果概要の公表.....	1
第3 官民対話の実施スケジュール.....	2
第4 官民対話の対象者.....	2
第5 意見書の記載事項.....	2
(1) マネジメントビジョン 2050 の実現に向けたサービス提供.....	2
(2) 創意工夫を最大限に發揮するための実施条件.....	2
(3) その他のご意見・ご要望.....	2
第6 様式.....	2
第7 守秘義務対象資料.....	3
第8 問い合わせ先（書類提出先）.....	3
第9 個人情報等の取扱い.....	3
第10 留意事項.....	3
1 参加実績の取扱い.....	3
2 費用負担.....	3

第1 官民対話の目的

本官民対話は、実施方針に関する民間事業者の皆様からのご意見を聴取し、民間事業者の創意工夫が最大限に發揮できるような実施条件等を設定とする目的としています。

第2 官民対話のプロセス

1 官民対話申込書および守秘義務誓約書の提出

官民対話を希望する場合は、【様式3】官民対話申込書および【様式4】守秘義務誓約書に必要事項を記入し、件名を「【官民対話申込】貴社名」として、問い合わせ先へ電子メールにて提出ください。

2 守秘義務対象資料の開示

官民対話申込書および守秘義務誓約書の提出者宛てに、守秘義務対象資料を電子メールにて開示します。

3 意見書の提出

官民対話申込書の提出者は、【様式5】官民対話意見書にご意見を記載いただき、件名を「【官民対話意見書の提出】貴社名」として、問い合わせ先へ電子メールにて提出ください。

提出形式は、Word もしくは PDF ファイルとしてください。

4 官民対話の実施

四国地方整備局は、官民対話意見書を提出いただいた方に、適宜、官民対話を依頼します。

実施日時及び実施方法は、官民対話意見書の提出者宛てに、個別に連絡します。

対話時間は、90 分程度を予定しています。

5 結果概要の公表

官民対話の結果については、民間事業者のアイデアやノウハウ等の保護に抵触しない範囲で、ホームページで公表することを予定しています。

第3 官民対話の実施スケジュール

実施方針の公表	令和7年11月21日（金）
官民対話申込書の提出期限	令和7年12月5日（金）
官民対話意見書の提出期限	令和7年12月12日（金）
官民対話の実施期間	令和7年12月15日（月）～26日（金） (個別に依頼させていただきます。)
結果概要の公表	令和8年1月頃

第4 官民対話の対象者

本事業への参加意向を有する法人又は法人のグループを対象に実施します。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当する者。
- ③ 会社更生に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者。

第5 官民対話意見書の記載事項

【様式5】官民対話意見書に、以下の記載事項に対するご意見を記載してください。なお、現時点で全ての記載事項に対して記載することが難しい場合は、可能な範囲で記載をお願いします。

(1) マネジメントビジョン2050の実現に向けた体験・サービス等の提供

マネジメントビジョン2050の実現に向けて、提供したい体験・サービス等について記載ください。

(2) 創意工夫を最大限に發揮するための実施条件

民間事業者の创意工夫を最大限に發揮するために、望ましいと考える本事業の実施条件、懸念点等について具体的に記載ください。

(3) その他のご意見・ご要望

その他、本事業をより良い事業とするためのご意見・ご要望や事業参画に当たっての懸念事項等について記載ください。

第6 様式

【様式3】官民対話申込書

【様式4】守秘義務誓約書

【様式5】官民対話意見書

第7 守秘義務対象資料

要求水準書（案）参考資料
要求水準書（案）実績資料
基本協定書（素案）
実施契約書（素案）
見積参考資料（案）

第8 問合せ先（書類提出先）

PwC アドバイザリー合同会社
電話番号：03-6212-6880
メールアドレス：jp_adv_r7_sanuki_manno_park@pwc.com
(原則として、メールアドレスへのご連絡をお願いします。)

第9 個人情報等の取扱い

官民対話で取得した個人情報は、適切に管理し、官民対話を実施する目的においてのみ利用するものとし、当該目的以外での目的では利用しません。

第10 留意事項

1 参加実績の取扱い

官民対話の参加実績は、本事業の応募時における評価の対象とはなりません。

2 費用負担

官民対話に要する費用は、参加する法人又は法人グループの負担とします。